

明日の西東京を創る会  
代表 指田 純 様

西東京市選挙管理委員会

物件の提出について（依頼）

異議申出の審理のために必要がありますので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第33条の規定により、下記のとおり物件の提出をお願いします。つきましては、同封の物件提出依頼回答書に、必要な事項を記載して、令和3年3月26日午後5時までにご提出ください。

また、物件の提出に際しては、物件送付通知書（同封の様式を参照願います。）を添付してください。

記

1 異議申出

令和3年2月7日執行の西東京市長選挙の効力に関する異議申出

2 提出を求める物件の名称及び数量

法定ビラ2号の印刷枚数、頒布方法ごとの頒布枚数についての資料 1通

※ なお、必要に応じて資料の内容を説明する補足資料等の作成をお願いします。

3 提出を求める物件の提出期限

令和3年3月26日午後5時

4 提出を求める物件の提出先

〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市選挙管理委員会

連絡先：042-420-2801 FAX：042-420-2899

注 提出いただいた物件は、適切に管理し、裁決の後、速やかに返還いたします。また、本件異議申出人は、この物件について、行政不服審査法第38条第1項に基づき、閲覧等を求めることができますので、あらかじめご承知ください。なお、物件送付通知書には、この閲覧等に対する貴殿の意見を記入することができます。